

# プライバシーマーク制度関係 ルール集



一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
プライバシーマーク推進センター

	番号体系	名称	内容
全体	PMK100	プライバシーマーク制度基本綱領	プライバシーマーク制度に関わる組織及び運用について定めたもの。最上位規範。
	PMK110	プライバシーマーク制度委員会運営規則	重要な事項について検討する制度委員会の運営について定めたもの。
	PMK111	プライバシーマーク制度委員会作業部会運営規則	制度委員会に設置する作業部会の運営について定めたもの。
	PMK120	プライバシーマーク異議審査会運営規則	付与機関に対する異議の申出を審査するための異議審査会の運営について定めたもの。
審査機関	PMK200	プライバシーマーク指定審査機関の指定に関する規約	審査機関の指定に当たっての、付与機関と審査機関との関係（資格、権利及び義務）について定めたもの。
	PMK210	プライバシーマーク指定審査機関指定基準	審査機関としての要件について定めたもの。
	PMK220	プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準	付与適格性審査の実施基準について定めたもの。審査約款の制定・公表の義務付けを含む。
	PMK230	プライバシーマーク指定審査機関指定の手順	付与機関が審査機関を審査する手順を定めたもの。
	PMK240	プライバシーマーク制度における確認審査の実施基準	確認審査の実施基準を定めたもの。
	PMK241	プライバシーマーク指定審査機関が確認審査を実施する際の付与機関による承認に関する規約	指定審査機関が確認審査を実施する際の付与機関による承認に関して定めたもの。
	PMK250	現地審査の実施が著しく困難な場合の現地審査の代替措置の実施基準	付与適格性審査における現地審査の実施が著しく困難な場合の代替措置の実施基準を定めたもの。
研修機関	PMK300	プライバシーマーク指定研修機関の指定に関する規約	研修機関の指定に当たっての、付与機関と研修機関との関係（資格、権利及び義務）について定めたもの。
	PMK310	プライバシーマーク指定研修機関の指定基準	研修機関としての要件について定めたもの。
	PMK320	プライバシーマーク審査員研修基準	研修コースの基準について定めたもの。
	PMK330	プライバシーマーク指定研修機関指定の手順	付与機関が研修機関を審査する手順について定めたもの。
審査員	PMK410	プライバシーマーク審査員登録業務実施基準	審査員登録機関（現在は JIPDEC）がその業務を行う基準について定めたもの。

	番号 体系	名称	内容
登録	PMK420	プライバシーマーク審査員資格基準	審査員の登録及び評価の基準について定めたもの。
付与事業者	PMK500	プライバシーマーク付与に関する規約	プライバシーマークを付与するに当たっての、付与機関と事業者との関係（権利及び義務）、欠格事項及び事業者に対する措置（注意、勧告、一時停止、取消し）の基準について定めたもの。
	PMK520	合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順	事業者に合併・分社等による組織変更があった場合の手順について定めたもの。
その他	PMK600	プライバシーマーク使用規約	プライバシーマークの使用条件について定めたもの。
	PMK710	プライバシーマーク付与機関への異議の申出に関する手順	付与機関への異議の申出の受付、審理及び裁定の手順について定めたもの。
	PMK720	プライバシーマーク制度委員会への再度の異議の申出に関する手順	制度委員会への再度の異議の申出の受付、審理及び裁定の手順について定めたもの。
	PMK730	プライバシーマーク付与機関における苦情相談等の対応手順	プライバシーマーク制度に関する質問、相談、苦情等の対応手順について定めたもの。
	PMK910	期間の計算に関する通則	プライバシーマーク制度基本綱領以下の規約、基準、手順等で期間に言及する場合の期間の計算について通則を定めたもの。

本頁は空白です。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>

